

○龍谷大学法学会会則

制定	1968年(昭和43年)	4月1日
一部改正	1972年(昭和47年)	4月1日
	1973年(昭和48年)	4月1日
	1975年(昭和50年)	6月18日
	1995年(平成7年)	5月10日
	2004年(平成16年)	12月1日
	2007年(平成19年)	4月1日
	2017年(平成29年)	4月1日
	2021年(令和3年)	9月22日

(名称)

第1条 本会は、龍谷大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、龍谷大学法学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、法学・政治学を中心とする研究及びその促進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 定期的研究会及び学術講演会の開催
- (2) 機関誌その他出版物の編集及び発行
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会は、普通会員、名誉会員及び賛助会員をもって組織する。

2 次の者を普通会員とする。

- (1) 本学法学部の教授、准教授、専任講師及び助教
- (2) 本学大学院法学研究科の学生
- (3) 本学法学部の学生
- (4) その他評議員会の承認した者

3 評議員会の承認した者を名誉会員とすることができる。

4 本会の目的に賛同し、その事業を援助する者で、評議員会の承認した者を賛助会員とする。

(評議員会)

第6条 本会に評議員会を置く。

2 評議員会は、第4条所定の事業遂行に必要な事項を協議決定する。

3 評議員会は、法学部の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 編集委員 3名
- (4) 庶務委員 2名
- (5) 会計委員 1名
- (6) 会計監査委員 1名

2 役員は、評議員会において互選する。

(業務)

第8条 役員は、次の業務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の業務を代行する。
- (3) 編集委員は、機関誌その他出版物の編集を行う。
- (4) 庶務委員は、本会の庶務を行う。
- (5) 会計委員は、本会の会計をつかさどる。ただし、会計事務は、本学経理課長に委嘱する。
- (6) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、1カ年とする。ただし、重任を妨げない。

(経費)

第10条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及び本学からの助成金、その他雑収入をもってこれにあてる。

(会費)

第11条 普通会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費の納入については、評議員会においてこれを定める。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(会則の変更)

第13条 会則の変更は、評議員全員の3分の2以上の出席を要し、その3分の2以上の同意がなければならない。

付 則

この会則は、昭和43年4月1日よりこれを施行する。

付 則 (昭和47年4月1日)

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年4月1日)

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 (昭和50年6月18日第5条改正)

この会則は、昭和50年6月18日から施行する。

付 則 (平成7年5月10日第3条及び第5条改正)

この会則は、平成7年5月10日から施行する。

付 則 (平成16年12月1日第5条及び第6条改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日第5条及び第6条改正)

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日第5条及び第6条改正)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年9月22日第5条及び第11条改正)

この会則は、令和3年10月1日から施行し、令和3年9月1日に遡って適用する。